

新型コロナ「療養公費」取扱、一部変更のお知らせ —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その33—

新型コロナ陽性患者に対する「療養公費」(公費負担者番号:28140606)の適用について、当該FAXニュースの「その31」(9/24発行)、「その32」(9/29発行)でお知らせしている。「療養公費」の取扱いの変更点をまとめた内容を以下に掲載するので、ご参照いただきたい。なお「その31」において、「公費適用のタイミングなどの取扱いにも変更はない」とご案内したが、下図「四角囲み」の部分等が9月26日より変更となっている。再度、お詫び申し上げます。

記

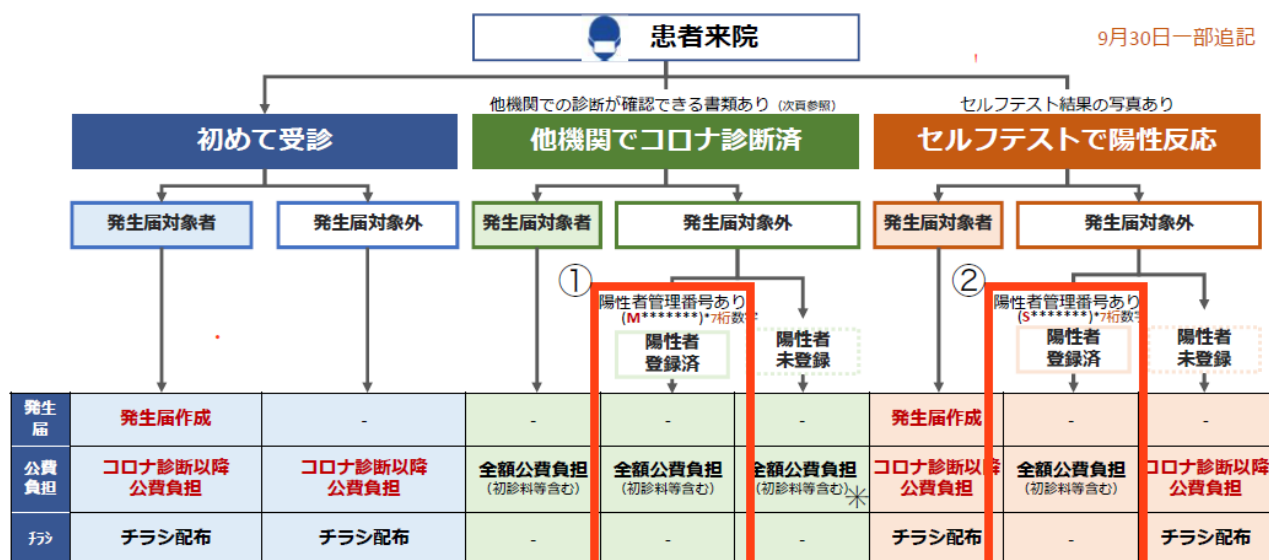
【「療養公費」(28140606)取扱の変更点】※下表を一緒に参照されたい

- ①「他機関でコロナ診断済」の患者であって、「陽性者管理番号」を確認した場合は、初再診料・院内トリアージ実施料等を含め公費負担医療の対象となる(発生届対象外の場合)。
- ②「セルフテストで陽性反応」の患者であって、「陽性者管理番号」を確認した場合は、初再診料・院内トリアージ実施料等を含め公費負担医療の対象となる(発生届対象外の場合)。

【重要】検査センターの検査結果で陽性反応が出ただけで医療機関を受診した場合は、その時点ではコロナ診断済みとならず、医師がコロナ診断をする前の医療費(初診料・院内トリアージ料等)については、公費負担対象外となり患者の一部負担金額が発生する。

検査センターで検査をして陽性反応が出た後に、陽性者登録窓口に登録し「陽性者管理番号」の通知メールが届いた以降に医療機関を受診した場合は、初再診料や院内トリアージ実施料等も含め公費となる(発生届対象外の場合)。

医療機関受診時の患者の種類別、医療費請求について



(注)療養期間短縮による公費負担の扱いに変更はありません(コロナ診断もしくは陽性者登録窓口で登録されてから療養最終日までの医療費が公費負担の対象)

*協会追記:検査センターの検査結果で陽性反応が出ただけで医療機関を受診した場合は、その時点ではコロナ診断済みとならず、医師がコロナ診断をする前の医療費(初診料・院内トリアージ実施料等)は公費負担対象外となり、患者の一部負担金額が発生する。